

## 医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 医療勤務環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定にするもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の対象事業)

第2条 この補助金は、医療勤務環境改善支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する事業を交付の対象とする。

### (交付の相手方)

第3条 この補助金の交付の相手方は、実施要綱第2条に定める者とする。

### (補助対象経費等)

第4条 この補助金の対象とする経費は、別表の第3欄に定める経費とする。

2 この補助金は、次に掲げる経費については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により区分ごとに選定された額の合計額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、交付額の上限は4,000千円とする。

### (交付の申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、規則の別記様式第1による交付申請書に別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的とする契約を締結するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）及びこれらの法律に関する政省令に準拠しなければならない。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (10) 知事は、前号に基づく承認を求められた場合、承認するに当たり、条件を付すことがあり、条件が付された場合にはそれに従わなければならない。
- (11) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
  - ア 補助事業者が地方公共団体の場合  
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1に

よる調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械、器具及びその他の財産については、価格が単価50万円以上のもの）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械、器具及びその他の財産については、価格が単価30万円以上のもの）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (15) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号及び第2号にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

（変更の承認又は追加交付申請）

第9条 第8条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合

には、別に定める変更承認申請書（別記様式第3）に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、速やかに知事に1部提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、交付申請の手続に従い知事に1部提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 この補助金の状況報告は、規則の別記様式第2による状況報告書に係る書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して1月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

（補助金の請求）

第12条 この補助金の交付の請求は、規則の別記様式第4による請求書に額の確定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

（その他）

第13条 特別の事情により、第5条、第6条及び第9条から前条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元(2019)年度分の補助金から適用する。

## 別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 対象面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 基準単価 151,900 円  ただし、7,000 千円を上限とする。	実施要綱第 3 条に掲げる事業の実施に必要な次に掲げる経費  工事費又は工事請負費	2 分の 1
設備整備事業	1,000 千円	実施要綱第 3 条に掲げる事業の実施に必要な次に掲げる経費  備品購入費（ただし、購入する備品は、1 品当たり 50 千円以上のものとする。）	

